

藤井寺市ふるさとまちづくり応援寄附協力事業者募集要領

「ふるさとまちづくり応援寄附」（ふるさと納税）制度により、藤井寺市へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（返礼品）を贈呈しています。

そこで、返礼品を提供に協力していただける事業者（協力事業者）を募集しています。

1 協力事業者の要件

下記の要件にすべて適合すること。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所、製造所等のいずれかを藤井寺市内に有する者
- (2) 藤井寺の魅力をPRでき、迅速かつ確実に寄附者へ返礼品を提供できる者
- (3) 市税の滞納がない者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）
- (4) 代表者等が藤井寺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない者

※上記のほか、市長が協力事業者として適当と認められたもの。また、要件に適合しても、市長が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

2 返礼品

下記の要件にすべて適合すること。

- (1) 商品に関連する法令等を順守していること。
- (2) 地場産品であること。

※ 地場産品とは（主に下記のとおり）

- ・ 藤井寺市内において生産されたものであること。
- ・ 藤井寺市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ・ 藤井寺市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ・ 藤井寺市内で提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、この役務の主要な部分が藤井寺市に相当程度関連性のあるものであること など

3 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページなどを通じ、市内外に事業者名、商品等がPRできます。
- (2) 返礼品発送時にPRチラシが同封でき、事業者名、商品等がPRできます。

4 費用について

返礼品代（消費税・梱包費用を含めた金額）及び送料について、本市が負担します。

5 協力事業者にしていただくこと

- (1) 市と委託契約した代行業者への申込み
- (2) ふるさと返礼品の発送業務
- (3) 返礼品代金の清算業務

6 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに藤井寺市役所魅力発信課（3階36番窓口）まで提出してください。

- ① 藤井寺市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品応募用紙
- ② 返礼品の写真又はパンフレット等で商品内容がわかるもの

7 協力事業の選考方法

市が申込内容や企業活動等を判断し、協力事業者及び返礼品を決定し、可否を通知いたします。

8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、藤井寺市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

9 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ届出し、承認を受けるものとします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、登録された協力事業者が本要領1及び2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。
- (4) 返礼品贈呈業務のうち市が行う業務については、市と委託契約した代行業者が行います。
- (5) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。
- (6) 藤井寺市が活用するふるさと納税ポータルサイト掲載用に提供した返礼品に関する

文章や写真等について、藤井寺市が様々なPR等のため使用する場合があります。

10 申込み・問い合わせ先

藤井寺市 政策企画部 魅力発信課

TEL : 072-939-1051 FAX : 072-952-9448

E-mail : furusato@city.fujiidera.lg.jp

11 その他

本要領については、平成28年8月1日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和2年8月25日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和4年3月22日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和5年11月2日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和6年4月1日より取り扱うものとする。